①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)
②名称	Ministry of Justice / State Patent Bureau of the Republic of Lithuania (SPB)
③所在地	Kalvariju str.3, 09310 Vilnius
④連絡先	(電話) (370 5) 27 80 250 (FAX) (370 5) 27 50 723 (E-mail) spb@vpb.gov.lt (Internet) https://vpb.lrv.lt/en/
⑤組織の長	Director. Ms. Irina Urbonė
⑥沿革	(1) リトアニアにおいては、1994 年に特許法が、2000 年に商標法が、そして 2002 年に意匠法が制定された。 (2) 現在施行されている法律は次の通りである。 特許については、2012 年改正特許法が 2012 年 2 月 3 日から施行されている。 意匠については、2004 年改正意匠法(律第 IX-2205 号)が 2004 年 4 月 29 日から施行されている。 商標については、2004 年改正商標法(法律第 IX-2033 号)が 2004 年 2 月 19 日から施行されている。
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、半導体回路配置

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1992/4/30	1994/12/14			
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
2021/3/9	1994/5/22	2013/2/3	2000/1/27	1999/7/22
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2013/8/14	1998/4/27		1992/4/30	2002/3/6
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1998/5/9			2008/9/26	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1997/11/15	1994/7/5		1997/2/22
ストラスブール	ウィーン	WTO	EPO	
		2001/5/31		

①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	113	90	77	70
	(内 外国出願)	18	9	8	4
	(内 日本から)				
	(内 PCT ルート)				
意匠	全数	143	102	112	124
	(内 外国出願)	105	65	84	87
	(内 日本から)	1	1		
商標	全数	3,348	3,255	2,820	3,157
	(内 外国出願)	1,295	1,243	1,046	954
	(内 日本から)	14	14	3	5
登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	106	83	93	70
	(内 外国出願)	30	10	14	4
	(内 日本から)				
	(内 PCT ルート)				
意匠	全数	135	92	108	86
	(内 外国出願)	109	62	80	66
	(内 日本から)	1			
商標	全数	2,962	3,224	3,029	2,841
	(内 外国出願)	1,353	1,215	1,186	975
	(内 日本から)	13	12	9	9

出典 : WIPO IP Statistics

⑫ 組　　織

<組織図>　リトアニア特許庁(State Patent Bureau)は、法務省(Ministry of Justice)の下部組織である。

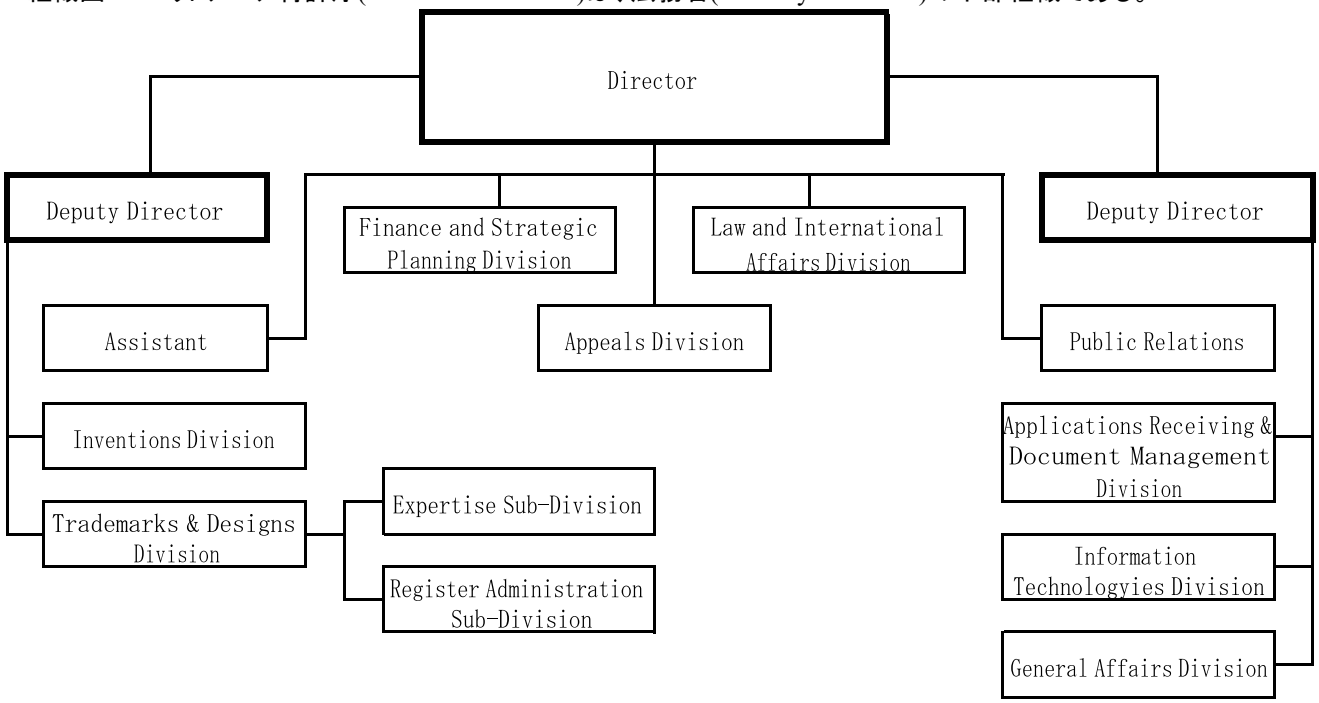

(出典) : リトアニア特許庁(SPB) HP

①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2010 年 12 月 23 日 XI-1261 号 2010 年 12 月法の英訳未入手のため 2007 年 5 月 X-1119 号にて解析した。
	③地理的効力の範囲	リトアニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法第 10 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リトアニア又は EU 加盟国内に非居住又は事務所を有しない出願人は、リトアニアの特許代理人を選任しなければならない。 (特許法第 10 条)
	⑦出願言語	リトアニア語。もし他国言語で出願されているときは、3 月以内にリトアニア語の翻訳文を提出しなければならない。 (特許法第 11 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(特許法第 27 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第 3 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は、開示日から 6 月。 (1) 発明者又は承継人に対する乱用による開示。 (2) 発明者又は承継人による公認の博覧会における開示。 (特許法第 6 条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法。 (2) 美的創作物 (3) ゲームの計画、規則及び方法、知的又は経済的な活動、コンピュータプログラム。 (4) 情報の提示。 (5) 人体又は動物帯に適用する外科的、治療的又は診断的方法による、人体又は動物体の処置方法。 (6) 植物又は動物品種、植物又は動物を生成する本質的に生物学的方法、並びにこれによって生成された産物。 (7) 公の秩序又は道徳に反する発明。 (8) クローン人間の製法。 (9) 人間の生殖細胞遺伝子同一性の変更のプロセス。 (10) 産業又は商業目的での人間の胚細胞の使用。 (11) 人又は動物に何らの医療的利益が得られることがなく、苦しみを与えるごとき、また結果的にそのようになる動物の遺伝子同一性を変更するプロセス。 (特許法第 2 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第 19 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先権主張日から 18 カ月以内に公衆の閲覧のために公告(公開)される。 (特許法第 21 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第 45 条)
	⑱実施義務	無。

①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)	
	⑲費用 単位 LTL (リタス)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 400 LTL(10 クレームまで) 40 LTL(10 超の各クレームにつき) 登録料 240 LTL [特許権維持に掛かる費用] 年金 3 年次 280 LTL　8 年次 640 LTL 4 年次 320 LTL　9 年次 720 LTL 5 年次 400 LTL　10 年次 800 LTL 6 年次 480 LTL　11 年－15 年次 1,000 LTL(毎年) 7 年次 560 LTL　16 年－20 年次 1,200 LTL(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が個人である場合は、出願料が 50%減額される。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2012 年 11 月 8 日 IX-1181 号 2012 年 11 月法の英訳未入手のため 2008 年 7 月 X-1659 号にて解析した。
	③地理的効力の範囲	リトアニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	要。リトアニア又は EU 加盟国内に非居住又は事務所を有しない出願人は、リトアニアの特許代理人を選任しなければならない。 (意匠法第 12 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。但し、EU 域内の出願人の場合は不要。 (意匠法第 16 条)
	⑦出願言語	リトアニア語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。5 年ずつ、最長 25 年まで延長可能。 (意匠法第 34 条)
	⑨新規性の判断基準	内国公知、内国刊行物(意匠法第 5 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の場合、期間 6 月のグレースピリオドが認められる。 ・国際博覧会における展示による意匠の開示。 (意匠法第 11 条)
	⑪不登録対象	(1) 公共の秩序或は道徳に反するもの。 (2) 公式な或は伝統的な国家の紋章、国旗等と結合されたもの。 (意匠法第 9 条)
	⑫実体審査の有無	無。 (意匠法第 19 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。(意匠法第 2 条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(意匠法第 16 条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が受け付けられると公告(公開)される。(意匠法第 21 条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。優先日から 30 月を上限とする期間につき延期することができる。(意匠法第 21 条)
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も公告日から 3 月以内に異議を申立てることができる。 (意匠法第 23 条)

①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)	
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、裁判所に意匠の登録無効を提訴することができる。 (意匠法第 43 条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 LTL(リタス)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 320 LTL 登録料 320 LTL [特許権維持に掛かる費用] 存続期間更新料(2 回目、3 回目、4 回目、5 回目の各 5 年間の更新が可能) 2 回目の 5 年目 800 LTL 3 回目の 5 年目 1,200 LTL 4 回目の 5 年目 1,600 LTL 5 回目の 5 年目 2,000 LTL
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013 年 6 月 1 日施行 (2012 年改正商標法)) (注) 2013 年 6 月 1 日施行の 2012 年改正商標法は、本件の解析事項と関係がない事項の改正につき、本件は従前の 2006 年 6 月 8 日施行の 2006 年第 X-651 号(商標改正法)により解析した。
	③地理的効力の範囲	リトアニア国内のみ。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標(商標法第 3 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、色の商標、三次元商標、結合商標 (商標法第 5 条)
	⑦出願人資格	他の商品と識別する目的のため使用することを欲する何人も登録申請できる。 (商標法第 11 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。先に登録手続きをした者が権利者とみなされる。 (商標法第 7 条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リトアニア又は EU 加盟国内に非居住又は事務所を有しない出願人は、リトアニアの特許代理人を選任しなければならない。 (商標法第 11 条)
	⑪出願言語	リトアニア語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後、10 年毎に更新することができる。 (商標法第 35 条、第 36 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。国際博覧会で最初に展示した日後 6 月の期間内に請求する。 (商標法第 10 条)
	⑭不登録対象	(1) 第 5 条の規定を満たさない標章。 (2) 識別性にかける標章。 (3) 現在の言語で慣用となった標章。 (4) 商取引における品質、数量、使用目的、地理的表示、製造日等々からなる標章。 (5) 商品やサービスの出所の混同を生じさせる標章。 (6) 公共の秩序、道徳、倫理に反する標章。 (商標法第 6 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第 9 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第 11 条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件を審査すると共に、出願の標章が不登録事由に該当しないか否かについても審査が行われる。 (商標法第 14 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録簿に登録された商標は，国家特許庁の公報に公告される。(商標法第 16 条)
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から 3 月以内に異議申立を行うことができる。(商標法第 18 条)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は登録商標の無効を裁判所に提訴することができる。 但し、先行商標の所有者が、その存在を知りながら後願商標の使用に対して、その登録後 5 年間異議申立をしなかった場合には、当該後願商標を無効とすることができない。 (商標法第 46 条)

①国名	Republic of Lithuania (LT) (リトアニア共和国)	
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。商標が登録から 5 年間不使用されていない場合には、不使用取消の対象となる。 (商標法第 47 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第 43 条)
	㉘費用 単位 LTL(リタス)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 240 LTL 120 LTL(1 超の各分類につき) 登録・公告料 240 LTL [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 240 LTL 120 LTL(1 超の各分類につき)
	㉙料金減免措置の有無	無。